

2週間に一度 と一緒に猿沢の池のほとりで、
街行く人と9条の話をしましょう。

2回目は12月8日(金) 12時半から1時半まで。
猿沢の池、大時計の下あたりで。

どなたでもご参加ください!

日本国憲法 9条を知らせて!

国の交戦権はこれを認めない

② 前項の目的を達するため、
陸海空軍その他の戦力は、
これを保持しない。

第九条 日本国民は、

正義と秩序を基調とする
国際平和を誠実に希求し、

国権の発動たる戦争と、

武力による威嚇または

武力の行使は、国際紛争を

解決する手段としては、

永久にこれを放棄する。

① 日本国民は、

正義と秩序を基調とする

国際平和を誠実に希求し、

国権の発動たる戦争と、

武力による威嚇または

武力の行使は、国際紛争を

解決する手段としては、

永久にこれを放棄する。

9条ってこれだ!

Constitution japonaise
L'Article 9 ① Aspirant
sincèrement à une paix
internationale fondée sur la justice
et l'ordre, le peuple japonais
renonce à jamais à la guerre en
tant que droit souverain de la
nation, ou à la menace, ou à
l'usage de la force comme moyen
de règlement des conflits
internationaux.
② Pour atteindre le but fixé au
paragraphe précédent, il ne sera
jamais maintenu de forces
terrestres, navales et aériennes,
ou autre potentiel de guerre. Le
droit de belligerence de l'État ne
sera pas reconnu.

일본국헌법
제9조

우리는 진심으로 바랍니다.
은 세계가 정의와 질서를 기본으로 하는
평화로운 관계가 될것을.
우리 일본인들은 평화를 위해 전쟁이라는
국가권력을 포기합니다.
이제부터는 영원히 나라간의 다툼을
해결하기 위해서
무력을 행사해서는 안됩니다.

이 목적을 달성하기 위해서 육군,
해군,공군을 양성하거나 무기를 만들지도 않겠습니다.
전쟁이라는 이름하에
인명살상을
정당화 하는 것을 우리 일본은 결코
용서하지 않겠습니다.

9条ってなんだ?

日本国宪法

第九条 ①日本国民诚心
诚意希求以正义和秩序为
基调的国际和平,并永久放弃
以国权所发动的战争及武力
威吓或武力行使作为解决
国际纷争的手段。

②为了实现前项之目的,
将不再保存、持有
陆海空三军及其它战斗力,
将不再承认国家的交战国。

The Constitution of Japan
Article 9 ① Aspiring sincerely to
an international peace based
on justice and order,
the Japanese people forever
renounce war as a sovereign right
of the nation and the threat
or use of force as means of settling
international disputes.

② In order to accomplish the aim of
the preceding paragraph, land, sea, and
air forces, as well as other war
potential, will never be maintained.
The right of belligerency of the state
will not be recognized.

日本語・英語・中国語・台湾語・ハングルで9条を書いたチラシを作りました。安倍政権
によって9条を変えられようとしている今、まだまだ9条について、
誰もが充分知っているという状態ではありません。

奈良を訪れた皆さんに、9条の中身を知ってもらいましょう。

問い合わせ：木村 (090-1442-1827)・佐川 (090-9885-9756)